

令和 7 年度

償却資産（固定資産税）申告の手引き

町税につきましては、平素より格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

固定資産税は、土地及び家屋のほか、償却資産(事業用資産)についても課税の対象となります。償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日(賦課期日)現在、府中町内に所有されている償却資産について申告していただくことになっています。

令和7年度の償却資産の申告時期が参りましたので、この手引きをご参照のうえ、申告していただきますようお願いいたします。

なお、申告書の提出期限は、令和7年1月31日(金)です。

※マイナンバー制度の導入により平成28年度の償却資産申告書から、個人番号又は法人番号を記入していただくことになりました。(個人番号・法人番号の記入がない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。)

府 中 町 財 務 部 税 務 課

目 次

1. 償却資産の申告について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 償却資産とは・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3. 償却資産の主な種類・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4. 課税の対象となり申告しなければならない資産・・・・・・・・	3
5. 償却資産の納税義務者、価格等、税額、免税点、納期・・・・・・・・	6
6. 償却資産の評価等・・・・・・・・・・・・・・・・	7
7. 償却資産申告書等の記入の仕方・・・・・・・・・・・・・・・・	10

1. 償却資産の申告について

(1) 申告していただく方

事業（製造業、卸売・小売業、飲食店、建設業、サービス業等のすべての事業をいいます。）を営んでおられる方で、令和7年1月1日（賦課期日）現在、府中町内に償却資産（事業用資産）を所有しておられる方がすべて対象となります。他の方にその資産を貸し付けている方を含みます。

(2) 提出書類

- ・ 償却資産申告書
- ・ 種類別明細書（全資産用・増減用）

(3) 提出期限 令和7年1月31日（金）

提出期限間近になりますと、役場の窓口（税務課固定資産税係）が大変混雑しますので、なるべく早めに提出していただきますよう、ご協力をお願いします。

(4) 申告方法

①全資産申告

事業所の新設等で初めて申告される方など全資産申告が必要な方は、**令和7年1月1日現在で所有している府中町に所在するすべての資産**を申告してください。

②増減資産申告

上記以外の方は、**令和6年1月2日から令和7年1月1日までの間に、増加及び減少した資産について申告してください。**

資産の増減がなかった場合でも、償却資産申告書の備考欄に「増減なし」と記載して、必ず提出してください。

・ 便利な電子申告をご利用ください！

インターネットを利用して、自宅やオフィスから手続きが可能です。

詳しくは、eLTAX(エルタックス：地方税ポータルシステム)のホームページをご覧ください。初めて電子申告をされる場合は、諸手続（法務省等で発行する電子証明書の取得、eLTAX ホームページの利用届出、地方公共団体の審査等）が必要です。



URL	https://www.eltax.lta.go.jp
電話番号	ヘルプデスク:Tel 0570-081459 つながらない場合:Tel 03-5521-0019
受付日時	月曜日～金曜日（土・日・祝日・年末年始 12/29～1/3 を除く） 9:00～17:00

2. 償却資産とは

固定資産税が課税される償却資産とは、土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入される性格のものをいいます。

ただし、鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産及び自動車税、軽自動車税の課税客体は除かれます。

3. 償却資産の主な種類

資産の種類	主な償却資産の内容
(第1種) 構築物	岸壁、橋、軌道、貯水池、煙突、水槽、舗装路面、打込井戸、門、塀、看板（広告塔等）、その他土地に定着する土木設備又は工作物 賃貸ビル等の家屋に貸借人が施工した内装等
(第2種) 機械及び装置	施盤、印刷機、コンベアー、プレス、クレーン等の建設機械、機械式 駐車設備（ターンテーブルを含みます。）、事業用家屋の受変電設備
(第3種) 船舶	一般船舶、漁船、釣船、遊覧船、モーターボート、ヨット等
(第4種) 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
(第5種) 車両及び運搬具	フォークリフト等の大型特殊自動車、その他の運搬車等 （※自動車、原動機付自転車、小型フォークリフトのように自動車税・軽自動車税の課税の対象となるものは償却資産に該当しません。）
(第6種) 工具、器具 及び備品	測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む。） 医療機器（手術機器、消毒殺菌用機器、調剤機器、光学検査器機等）、 冷房用又は暖房用機器、理美容機器、冷蔵庫、自動販売機、ロッカー、 金庫、パソコン等OA機器、計算機、レジスター、応接セット、事務 机、事務いす、カーテン、複写機、放送設備、テレビ、電話設備その 他の通信機器、マネキン人形、陳列ケース、看板、ネオン等、植物、 各種工具

4. 課税の対象となり申告しなければならない資産

- (1) 耐用年数が1年以上で、一品又は一組の取得価格が**10万円以上**の資産。ただし、取得価額が10万円以上20万円未満の資産で、法人税法又は所得税法上の規定により、事業年度毎に一括して3年間で償却を行うものについては、申告の対象となりません。特定情報通信機器で即時償却を行ったものについては、申告の対象となります。
- (2) 耐用年数が1年未満、又は取得価格が**10万円未満**であっても**減価償却資産として経理している資産**。
- (3) 企業会計上**簿外資産**として取り扱われている資産であっても、1月1日（賦課期日）現在事業に用いている資産、又は事業の用に供することができる資産。
- (4) 企業会計上**建設仮勘定**で経理されている資産であっても、1月1日（賦課期日）現在、工事の一部又は全部が完成し、事業に用いている資産、又は事業の用に供することができる資産。
- (5) 耐用年数を経過した資産で、法定の減価償却を終わって、帳簿上**残存価額**のみ計上されている資産。
- (6) 他の方に貸し付けている資産。
- (7) 割賦買入資産で、割賦金の完済していないものであっても、既に事業のために用いられている資産。
- (8) 赤字決算等のため、減価償却を行っていないものであっても、本来減価償却が可能な資産。
- (9) **遊休資産、未稼働資産**であっても、1月1日（賦課期日）現在の事業の用に供することができる状態にある資産。
- (10) 清算中の法人で、自ら清算事務に供しているもの及び他の事業者に事業用として貸し付けている資産。
- (11) 社宅、宿舍用の資産。
- (12) 道路運送車両法の適用を受ける自動車のうち、**大型特殊自動車**（自動車登録番号の分類番号が「0、00～09、000～099」「9、90～99、900～999」のものは、自動車税の課税客体ではありませんので必ず申告してください。（例 ロードローラ、タイヤローラ、ロードスタビライザ、タイヤドーザ、スクレーパ、ショベルローダ、ホイールクレーン、ポールトレーラ、カタピラを有する自動車、特殊けん引車等の特殊自動車など）

なお、小型特殊自動車（長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.8m以下、最高速度15km毎時以下のもの）は、軽自動車税の課税客体ですので、申告する必要はありません。

(13) **改良費**のうち資本的支出として資産計上した場合は、本体部と区分して取得年月の異なるごとに申告してください。

(14) **家屋の建築設備（付属設備）で、償却資産として取扱うもの。**

建設付属設備においては、家屋に含めて課税されるものと、償却資産として課税されるものがありますが、償却資産として取扱う基本方針は、構造的に簡単に取り外すことのできるもので、しかもそのものの効用にしたがって他に転用でき、かつそのもの自体に資産価値のあるものです。

なお、詳細については次の設備区分表を参照してください。

区 分	償却資産とするもの	家屋とするもの
消火設備	消火器、ホース及びノズル等	消火栓（建物の内外部の壁に設けたもの）、スプリンクラー、ドレンチャー、警報装置等
温湿度調整設備	可動式の冷暖房機器（ルームクーラー等）、熱交換器、送風器、電動機、扇風機、独立煙突及び煙道等	家屋と一体となって取り付けられている冷暖房装置
衛生設備	洗濯機、脱水機、ボイラー、独立煙突、モータポンプ等	浴槽設備、浄化槽等
電気設備 (1)照明設備 (2)自家発電設備 (3)変電配電設備 (4)蓄電池設備	(1)ネオンサイン、スポットライト、投光器、電気スタンド、電光ニュース、電球及び蛍光灯球等 (2)発電機、変電器、変圧器、操作盤等 (3)動力配線、変電器及び生産事業用の電力（変電、送電、配電）の設備等 (4)蓄電池、配電盤等	(1)一般照明の配線、照明器具 (2)屋内配線 (3)左記以外のもの (4)左記以外のもの
電話信号・時計設備	交換機、電話機、増設電話設備等（N T T 所有のものは除く）、スピーカー、インターホン、マイクロホン、拡声器、増幅器、電気時計、充電器、継電器等	配線及び左記以外のもの
運搬設備	生産設備としてのリフト、ホイスト、クレーン、ベルトコンベアー等	エレベーター、エスカレーター及び左記以外のもの

区 分	償却資産とするもの	家屋とするもの
給排水設備	生産事業用給排水設備	左記以外のもの
金庫	移動性金庫	左記以外のもの
劇場特殊設備	固定椅子、昇降回転設備、大小道具、スクリーン、引幕、移動性照明設備、映写設備等	左記以外のもの
店舗等の事業用造作設備	カウンター、商品販売台、陳列棚、ショーウィンド、鏡などで、床、壁又は家屋の一部として接着しているが容易に取り外しできるもの	家屋の一部又は家屋の価値を増加させる部分
その他	門、塀、庭園、商店街アーケード 冷凍倉庫における冷凍設備 立体駐車場の駐車設備 ホテル、百貨店、病院等のサービス設備	

*** 実地調査のお願いについて**

償却資産申告書を受理した後において、申告されている内容の確認のために、地方税法第353条及び第408条に基づいて必要な帳簿書類等の呈示をお願いするなどの実地調査を行うことがありますので、その際は、ご協力をお願いいたします。

また、地方税法第354条の2に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧することがあります。

調査の結果、誤り・過不足等があるときは、修正申告をお願いすることがありますので、ご了承ください。

*** 申告をされない場合又は虚偽の申告をされた場合**

正当な理由なく申告をされない場合は、地方税法第386条及び府中町税条例75条の規定に基づいて過料を科せられる場合があるほか、虚偽の申告をされますと、地方税法第385条の規定に基づいて罰金などを科せられることがありますのでご注意ください。

なお、申告漏れなどの場合、申告された年度だけでなく、原則として資産を取得された年の翌年度まで（地方税法上最大で5年間）さかのぼって課税することとなります。

5. 償却資産の納税義務者、価格等、税額、免税点、納期

区 分		説 明
納 税 義 務 者		令和7年1月1日現在 における償却資産の所有者です。
価 額 等	評 価 額	資産の耐用年数に応じて、定率法により初年度は6か月、翌年度からは1年の減価を考慮して求めた額。
	決 定 価 格	評価額の合計額。
	課 税 標 準 額	決定価格に同じ。(課税標準の特例の適用がある場合を除く)
税 額		償却資産課税台帳の登録価格（課税標準額）に 税率の 1.4／100 を乗じた額です。 (計算例) 課税標準額 税率 税額 2,000,000 円 × 1.4／100 = 28,000 円
免 税 点		償却資産の課税標準となるべき額（全資産の合計額）が 150万円未満の場合は課税されません。 （免税点未満と判断される場合も必ず申告してください）
納 期		第1期 4月 第2期 7月 第3期 12月 第4期 翌年2月 各納期の末日（12月については25日）が、土曜日、日曜日、祝日等の場合には翌日が納期限となります。 *納税通知書は、4月初旬に送付します。

6. 償却資産の評価等

(1) 取得価額

取得価額の算出方法は、原則として所得税又は法人税の取扱いと同じです。

＊消費税については、法人税法又は所得税法の規程による計算上、損金又は必要経費に算入できる場合は含めるものとし、算入できない場合は、含めないものとします。

圧縮記帳している資産、下取りを伴う買替資産については、本来の正常な価額(圧縮や下取金額の差引きをしない額)とします。

(2) 耐用年数

耐用年数は、耐用年数省令(「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」)をいいます。以下同じ)別表に掲げる年数を適用しますが、例外として次の耐用年数も適用されます。

(A) 中古見積耐用年数……耐用年数省令第3条の規定により見積もった耐用年数

(B) 短縮耐用年数………所得税法施行令第130条又は法人税法施行令第57条の規定により、耐用年数の短縮について国税局長の承認を受けたときは当該耐用年数。なお、この場合は、国税局長の承認通知書の写を申告書に添付してください。

(3) 評価額

償却資産の評価額は、次のようにして求めます。

(A) 前年中(令和6年中)に取得した資産………取得価格×A

(例) 令和6年2月取得、取得価格1,000,000円、耐用年数6年の場合

1,000,000円 × 0.840 = 840,000円………令和7年度評価額

(B) 前年前(令和4)に取得した資産………前年度評価額×B

(例) 令和6年度評価額840,000円、耐用年数6年の場合

840,000円 × 0.681 = 572,040円………令和7年度評価額

＊A及びBは、次ページの減価残存率表に掲げる耐用年数に応ずるA欄及びB欄の減価残存率をいいます。例えば耐用年数6年の場合、Aは0.840、Bは0.681になります。

減価残存率表

耐用 年 数	減価残存率		耐用 年 数	減価残存率		耐用 年 数	減価残存率		耐用 年 数	減価残存率	
	前年中 取得の もの A	前年前 取得の もの B		前年中 取得の もの A	前年前 取得の もの B		前年中 取得の もの A	前年前 取得の もの B		前年中 取得の もの A	前年前 取得の もの B
2	0.658	0.316	25	0.956	0.912	48	0.976	0.953	71	0.984	0.968
3	0.732	0.464	26	0.957	0.915	49	0.977	0.954	72	0.984	0.968
4	0.781	0.562	27	0.959	0.918	50	0.977	0.955	73	0.984	0.969
5	0.815	0.631	28	0.960	0.921	51	0.978	0.956	74	0.984	0.969
6	0.840	0.681	29	0.962	0.924	52	0.978	0.957	75	0.985	0.970
7	0.860	0.720	30	0.963	0.926	53	0.978	0.957	76	0.985	0.970
8	0.875	0.750	31	0.964	0.928	54	0.979	0.958	77	0.985	0.970
9	0.887	0.774	32	0.965	0.931	55	0.979	0.959	78	0.985	0.971
10	0.897	0.794	33	0.966	0.933	56	0.980	0.960	79	0.985	0.971
11	0.905	0.811	34	0.967	0.934	57	0.980	0.960	80	0.986	0.972
12	0.912	0.825	35	0.968	0.936	58	0.980	0.961	81	0.986	0.972
13	0.919	0.838	36	0.969	0.938	59	0.981	0.962	82	0.986	0.972
14	0.924	0.848	37	0.970	0.940	60	0.981	0.962	83	0.986	0.973
15	0.929	0.858	38	0.970	0.941	61	0.981	0.963	84	0.986	0.973
16	0.933	0.866	39	0.971	0.943	62	0.982	0.964	85	0.987	0.974
17	0.936	0.873	40	0.972	0.944	63	0.982	0.964	86	0.987	0.974
18	0.940	0.880	41	0.972	0.945	64	0.982	0.965	87	0.987	0.974
19	0.943	0.886	42	0.973	0.947	65	0.982	0.965	88	0.987	0.974
20	0.945	0.891	43	0.974	0.948	66	0.983	0.966	89	0.987	0.974
21	0.948	0.896	44	0.974	0.949	67	0.983	0.966	90	0.987	0.975
22	0.950	0.901	45	0.975	0.950	68	0.983	0.967	91	0.987	0.975
23	0.952	0.905	46	0.975	0.951	69	0.983	0.967	92	0.987	0.975
24	0.954	0.908	47	0.976	0.952	70	0.984	0.968	93	0.987	0.975

(4) 控除額の加算（増加償却または陳腐化資産の一時償却）

(A) 通常の使用時間を越えて使用される機械及び装置について増加償却をした場合は、増加償却届出書の写を提出してください。控除額を加算します。

(B) 前年中の決算において、陳腐化した減価償却資産の償却限度額の特例を適用した場合は、承認通知書の写を提出してください。控除額を加算します。

(5) 評価額の最低限度

(1) ～ (4) によって算出された額が、その資産の取得価額の100分の5に相当する額を下回る場合は、評価額は**取得価額の100分の5に相当する額**となります。

その場合でも、当該資産は固定資産税の課税対象となりますので、ご注意ください。

(6) 決定価格・課税標準額

「評価額の合計」が決定価格になります。

「課税標準の特例」の適用がある場合を除き、決定価格が課税標準額になります。

また、地方税法第349条の3及び同法附則第15条並びに府中町税条例附則第10条の2（地域決定型地方税制特例措置、通称「わがまち特例」）の規定による特定の資産については、課税標準の特例適用がありますので、該当資産については、種類別明細書の摘要欄に適用条項を記載してください。

なお、特例資産については、その特例を確認するための書類の写しを提出してください。

7. 償却資産申告書等の記入の仕方

(1) 償却資産申告書（償却資産課税台帳）……P11

該当資産・増加資産がない場合、又は解散・廃業・休業等をされた場合でも**必ず申告書を提出してください**。事業の廃止・法人の解散・町外への移転等があった場合は、申告書の備考欄にその旨を記入してください。また、売却先があれば、売却先の名称・住所・電話番号も記入してください。

(2) 種類別明細書（増加資産・全資産用）……P12

(A) 全資産申告を要する方

令和7年1月1日現在のすべての資産を記入してください。

(B) 増加資産申告をされる方

前年中（令和6年1月2日から令和7年1月1日まで）に増加した資産を記入してください。

令和6年1月1日以前に取得した資産で、令和6年度の種類別明細書に登録されていない資産（申告漏れ資産等）も記入してください。

(3) 種類別明細書（減少資産用）……P13

前年中（令和6年1月2日から令和7年1月1日まで）に減少した資産について、資産コード等を記入してください。

(4) 自社の電子計算システムにより申告される方

電算処理による独自の様式の種類別明細書で申告される方は、**全資産について必ず評価額を記入してください**。なお、申告書の記載項目及び価額の計算方法に不備な点がありますと、受理できない場合があります。